

【香川県から給付金のご案内です】

香川県薬局における 賃上げ・物価上昇に対する支援給付金

申請受付期間 令和8年2月20日(金)～ 令和8年3月19日(木)

『保険薬局』における『賃上げ』と『物価上昇』に対して支援する給付金です。

<制度の概要>

①賃上げ支援事業 (※次頁もご確認ください)

給付対象施設	<p>○ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する保険薬局</p> <p>※令和7年4月1日以降、調剤報酬請求の実績がある保険薬局に限ります。</p>
給付金額	<p>【定額支給 (1施設あたり)】</p> <p>所属する同一グループ内の保険薬局の数（当該保険薬局を含む。）が、</p> <p>○ 1以上5以下である保険薬局 <u>145,000円</u></p> <p>○ 6以上19以下である保険薬局 <u>105,000円</u></p> <p>○ 20以上である保険薬局 <u>70,000円</u></p>
給付対象事業	<p>① 本給付金は、令和7年12月から令和8年5月までの間の賃金改善（ベースアップ又は一時金の支給）に充当していただく必要があります。</p> <p>② 令和8年6月以降も本給付金による賃金改善の水準を維持又は拡大する必要があり、賃金改善の状況について、本年夏頃に賃金改善報告書を提出いただきます（報告書の様式・提出期日は別途お知らせします）。</p> <p>【留意事項】</p> <p>➢①について：一時金を支給する場合は、令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4か月分とし、令和8年4月からはベースアップを行う必要があります。</p> <p>➢②について：原則、支給額の全額を賃金改善に充てていただく必要がありますが、<u>賃金改善に活用できなかった部分は、賃金改善報告書の提出後に返還いただきます。</u></p>

②物価支援事業

給付対象施設	<p>○ 保険薬局（ベースアップ評価料の届出をしない場合も対象になります。）</p> <p>※令和7年4月1日以降、調剤報酬請求の実績がある保険薬局に限ります。</p>
給付金額	<p>【定額支給 (1施設あたり)】</p> <p>所属する同一グループ内の保険薬局の数（当該保険薬局を含む。）が、</p> <p>○ 1以上5以下である保険薬局 <u>85,000円</u></p> <p>○ 6以上19以下である保険薬局 <u>75,000円</u></p> <p>○ 20以上である保険薬局 <u>50,000円</u></p>

申請方法 香川県健康福祉部薬務課あて電子メールで申請をお願いいたします。

送信先メールアドレス  sienkinyaku@pref.kagawa.lg.jp (エルジー・ドット ジェイケンキュー)

※電子メール申請が困難な場合は、郵送での申請も可能です。

香川県ホームページ  申請書様式データシートや入力例も掲載しています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumu/yakkyokushienkin.html>

〈二次元バーコード又は香川県ホームページのトップページからページID検索「59491」〉



賃上げ支援事業 Q & A (この他にも、県HPによくある質問を掲載していますのでご確認ください)

Q. ベースアップ評価料を届出しない場合は対象にならないのか。

- A. 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料※を届け出ることを誓約しない場合は支給対象となりません。

※現在、保険薬局における「ベースアップ評価料」は検討中であり、今後、変更があり得ることから、保険薬局が「ベースアップ評価料」の対象とならなかった場合などの取扱いは厚生労働省と協議の上、決定することとなります。

Q. 具体的にどの程度の賃上げが必要か。

- A. 令和7年12月～令和8年5月までの間のベースアップを行い、令和7年11月時点と比較して高い賃金水準としていただくことは必要ですが、ベースアップの具体的な内容（賃上げの金額や引き上げ率等）については、各薬局開設者において検討いただくことになります。

Q. 既に賃上げを実施しているが、更なる賃上げが必要か。

- A. 令和7年度において、すでに令和6年度末時点の賃金水準と比較して2.0%を上回るベースアップを実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本給付金を充てることができます。その上で支給を受けた給付金に余剰が生じている場合は賃金改善に充てることが必要です。

賃上げ支援事業における賃金改善イメージ図

対象となるケース

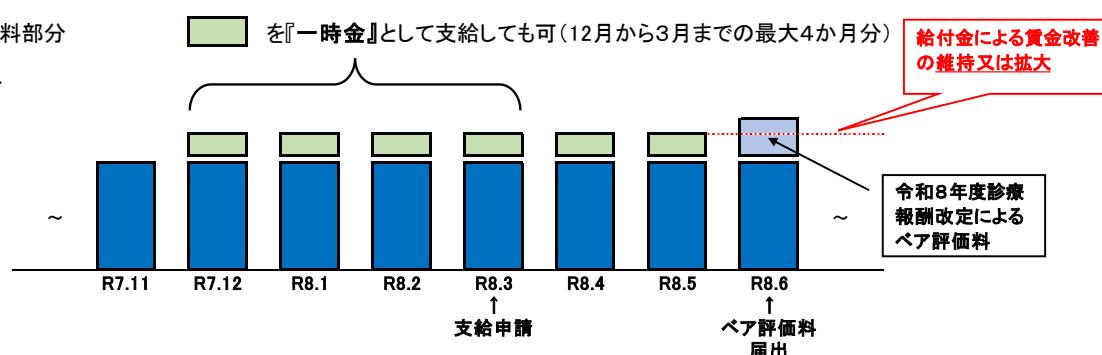
※【前提条件】令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る保険薬局

①令和7年度のベースアップがない保険薬局（又は令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2%以下のベースアップに留まる保険薬局）

■:給付金を活用した賃上げ部分

■:ペア評価料部分

■:本体部分



②令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2%を上回るベースアップを実施している保険薬局

■:給付金を活用した賃上げ部分

■:ペア評価料部分

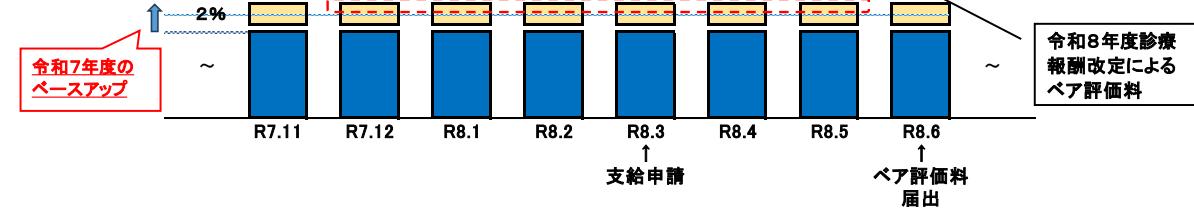
■:令和7年度のベースアップ部分

■:本体部分（R7.3月末時点）

令和7年3月31日時点の賃金水準から2%を上回るベースアップを実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の2%を上回る部分（図の赤波線部分）に充てることができます。

赤波線部分に充当してなお、支援金に余剰が生じている場合はベースアップに充てること。支援金を賃金改善に充てない場合は、その金額を返還していただきます。

給付金による賃金改善の維持又は拡大



お問合せ先

香川県 健康福祉部 薬務課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話 087-832-3305

（受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15<土日祝日を除く>）